

人権施策の推進

【提案・要望先】法務省

提案・要望事項

1. 人権救済制度の確立

人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方について」の答申を尊重した、実効性のある人権侵害の防止や被害者救済に関する法制度を早期に確立すること。
併せて地域レベルの人権侵害に対して、迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、国の機関として地方人権委員会の組織化を図ること。

2. インターネットを悪用した差別行為等の防止対策

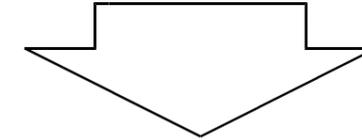
インターネットを悪用した差別行為等の防止に向けた啓発活動の充実・強化とともに、現行法では対応できない差別行為等に対する法的措置等の対策を講じること。

平成21年11月

現状と問題点

1. 人権救済制度の確立

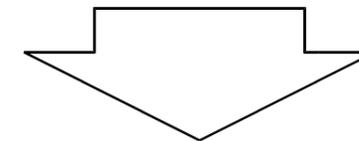
- ・DVや児童虐待など、生命・身体の安全に関わる事象が顕在化している。
- ・同和関係者・女性・高齢者・障害者・外国人などにかかる差別事象が現存している。
- ・法務省の人権擁護機関は、人権相談や人権侵害事件の調査処理を通じて、人権侵害の被害者救済に一定の役割を果たしているが、現状において救済の実効性に限界がある。



- ・人権侵害の防止や被害者救済に関する法制度の早期確立とともに、国の機関としての地方人権委員会による人権救済の仕組みが必要。

2. インターネットを悪用した差別行為等の防止対策

- ・インターネットを悪用した個人のプライバシーや名誉に関する悪質な差別事象が発生している。
- ・インターネット上に風景画像を提供するサービスが開始されたことから、部落差別等への悪用が懸念される。
- ・匿名性を悪用した人権侵害の流布や扇動という観点から、その与える影響は極めて大きい。



- ・個人のプライバシーや名誉等に関する理解を深めるための啓発活動の充実・強化とともに、現行法では対応できない差別行為等に対する法的措置も含めた実効性のある対策が必要。

【県担当部局】 くらし創造部人権施策課